

平成26年3月31日裁決

## 主文

本件再審査請求を棄却する。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の支給を求めるということである。

### 第2 再審査請求の経過

1 請求人は、脳性麻痺(以下「当該傷病1」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、いわゆる事後重症による請求として、国年法による障害基礎年金の裁定を請求(以下「先行裁定請求」という。)した。

2 厚生労働大臣は、当該傷病1の初診日が20歳に到達した日より前の昭和〇年〇月〇日にあるとして、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、裁定請求日における当該傷病1による障害の状態は、国民年金法施行令(以下「国年令」という。)別表に定める1級に該当するとして、平成〇年〇月から障害基礎年金を支給する旨の処分(以下「先行処分」という。)をした。

3 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、初診日を平成〇年〇月〇日とする脳性麻痺(以下「当該傷病2」という。)により障害の状態にあるとして、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求として、障害給付の裁定を請求(以下「本件裁定請求」という。)をした。

4 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「今回請求された傷病(脳性麻痺)は、既に年金給付を行うことと決定(基礎年金番号・年金コード

〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇)された傷病(脳性麻痺)と同一傷病であり、重複請求であるため。」との理由により、本件裁定請求を却下する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

5 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

### 第3 問題点

1 障害厚生年金を受けるためには、①対象となる障害の原因となった傷病(その障害の直接の原因となった傷病が他の傷病に起因する場合は当該他の傷病。以下同じ。)につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)において厚生年金保険の被保険者であったこと、②保険料納付等に係る所定の要件を満たしていること、及び③当該障害の状態が、基準となる時点(本件の場合は障害認定日)において、障害等級3級以上に該当していることが必要とされる。なお、障害等級2級以上の障害厚生年金を受給する者には、併せて障害基礎年金が支給されるとされている。

2 本件の場合、請求人に認められる障害が、当該傷病1及び当該傷病2によるものであることは、当事者間に争いが無いと認められるところ、前記第2の2記載の理由によってなされた原処分に対し、請求人は、社会保険には「社会的治癒」の考え方があり、請求人の場合、社会的治癒に基づいて病歴等を判断すれば、初診日は厚生年金保険期間中である平成〇年〇月〇日(当該傷病2)に特定され、先行処分に基づいて平成〇年〇月から支給された障害基礎年金を返還し、改めて厚生年金保険の障害給付を求めるといのであるから、本件の問題点は、当該傷病1と当該傷病2は連続する同一傷病であるかどうか、同一傷病と認められる場合には、その経過中にいわゆる社会的治癒と認められる期間の存否ということになる。

### 第4 当審査会の判断

## 1 「略」

2 上記認定事実に基づき、本件の問題点を判断する。

本件診断書によれば、請求人の障害の原因となった傷病名として傷病の発生日月日を「昭和〇年〇月〇日 本人の申立て H〇年〇月〇日」とする当該傷病2が掲げられており、傷病の原因又は誘因は、「先天性」とされており、診断書作成医療機関における初診時（平成〇年〇月〇日）所見は、「四肢に麻痺を認めた。」、現在までの治療の内容等は、「生下時より麻痺が存在し、現在に至ると考えられ、症状は固定の状態である。治療は行っていない。」、予後には「改善の可能性はない。」と記されていることから、請求人の当該傷病2は、生下時より麻痺が存在しているとされ、請求人が、平成〇年〇月〇日に当該医療機関を初診した時には、四肢の麻痺が認められ、当該傷病2と診断されていることが認められ、その麻痺は本件診断書の現症日である平成〇年〇月〇日現在まで継続しており、症状は固定、改善の可能性はないとされているのであるから、当該傷病2の症状は、当該傷病1に直接起因して生じた生下時よりの麻痺であり、当該傷病1と当該傷病2は、連続する同一傷病と認められ、以下、当該傷病1と当該傷病2の両者を併せて、「当該傷病」という。

なお、社会保険の運用上、過去の疾病が治癒したのち再び発症した場合は、再発として過去の傷病とは別疾病とし、治癒が認められない場合は、継続として過去の傷病と同一傷病として取り扱われるが、医学的には治癒していないと認められる場合であっても、軽快と再度の悪化との間にいわゆる社会的治癒に相当する一定の期間が認められる場合には、再発として取り扱うものとするのが相当である。そして、社会的治癒として認められるためには、相当の期間にわたって、当該傷病につき医療（予防的医療を除く。）を行う必要がなくなり、その間に通常の勤務に服していることが必要と解され

る。

医学的観点から当該傷病についてみると、脳性麻痺は受胎から3歳頃までの幼児期前半に生じた脳の非進行性病変による運動、肢位、姿勢の障害であり、症状は変化しうるが永続的なもので、てんかん、行動や情緒障害、知的障害、感覚障害等を伴うことがある。原因は、未熟児出産、新生児仮死、新生児黄疸などに起因する低酸素血症、高ビリルビン血症、脳梗塞、脳出血などで脳に対する病態は単一ではない。てんかん、易感染性、身体発育不全などの病弱児の側面と、知能、精神、運動、社会性の発達障害の両側面を持つ複合性障害であり、運動障害については神経系の発達、発育レベルの遅れ、異常運動パターンによる骨運動器の変形拘縮、肢位の異常に対して、年齢、発達段階に従い、リハビリテーション、日常生活訓練、装具や補助用具、さらには就労支援訓練が必要であり、生涯にわたって、医療・障害福祉両面にわたる支援が不可欠であるとされている。

本件の場合も、前記1(4)によれば、請求人は、当該傷病のために、昭和〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間、a病院を継続して受診しているとされ、手足の訓練、抗けいれん薬の投与、装具の作成（現在も装具を作ってもらっている）などの加療を受けていることが認められ、社会に適応して就学・就労が可能な状態においても、生涯にわたって、医療・障害福祉両面でのサポートが必要な状態であるとされており、また、当該傷病の非進行性ではあるものの、寛解あるいは完治することがない、非可逆性脳疾患としての当該傷病による障害に対して、いわゆる社会的治癒の考え方を適用することには困難があるといわざるを得ない。

3 以上みてきたように、本件裁定請求の請求傷病である脳性麻痺（当該傷病2）は、請求人が既に受給している障害基礎年金の支給対象傷病になっている脳性麻痺（当該傷病1）と連続する同一傷病で

あり、その初診日を昭和○年○月○日として、障害基礎年金を支給するとした先行処分は、不服申し立てのないまま確定しているところであり、社会的治癒の考え方を適用することのできない本件においては、その初診日を請求人主張の平成○年○月○日とすることは認められないものといわざるを得ない。そうすると、当該傷病の初診日は、請求人が20歳到達前にあることは明らかであり、請求人は、その初診日において厚生年金保険の被保険者ではなかったと認められ、当該傷病による障害を支給事由とする障害厚生年金を受けることはできないから、本件裁定請求は却下すべきである。

4 ところで、原処分は、その理由を上記第2の4のとおりとして、本件裁定請求を却下しているのので、この点について附言する。請求（申請）に基づいてなされた行政処分が不服申し立てがないまま不服申立期間が経過するか、あるいは不服申し立ての手段が尽くされることにより確定したときは、当該行政処分には不可争力が生じるから、実質的に当該処分のやり直しを求め、あるいはその再検討を求める趣旨の請求をして、当該行政処分の効力を覆すように求めることは、当該処分のやり直し等をすることを相当と認めるに足りる内容の新たな資料の提出がない限り、許されないといふべきである。

これを本件についてみるに、先行処分は、20歳前に初診日のある当該傷病1により障害の状態にあるとしてされた事後重症による障害基礎年金の裁定請求に基づき、障害基礎年金を裁定した処分であり、先行処分が確定し、不可争力が生じていることは明らかである。そして、本件裁定請求は、請求人の厚生年金保険の被保険者期間中である平成○年○月○日に初診日のある当該傷病2により障害の状態にあるとしてされた障害認定日による障害厚生年金及び障害基礎年金の裁定請求であり、先行裁定請求とは請求の原因を構成する事実及び根拠法条を異にしている上に、請求人は、新たな診断書

及び病歴状況申立書を提出して、当該傷病2の初診日は平成○年○月○日であると主張しているのであるから、請求の原因を全く異にする別個の請求というべきであり、形式的にも実質的にも先行処分のやり直しを求めたり、その効力を覆すように求めるものではないといふべきである。したがって、本件裁定請求を却下した理由として提示した上記理由は相当ではない。

5 以上の認定及び判断の結果によると、本件裁定請求を却下した原処分は、結論において相当であって、取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。